大阪市障がい者施策推進協議会

令和元年度 第１回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会　議事録

日時：令和元年９月17日（火）

午後２時～４時

場所：大阪市役所　地下１階　第11会議室

開会

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）１７名中１５名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

みなさん、こんにちは。

16時で終了予定ですので、粛々と進めてまいります。

必ず、お名前を言ってから、発言をお願いします。

初めに、新たに委員に就任いただきました大阪法務局人権擁護部第二課長の苫米地委員からひとことごあいさつをお願いします。

苫米地委員：　あいさつ

北野部会長：

苫米地委員、どうぞよろしくお願いします。

それでは、みなさま、忌憚のないご意見をいただきますようお願いします。

では、議題１「平成30年度第2回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について」、確認したいと思いますので、事務局から説明をよろしくお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料１について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

資料１－１を使って、前回のまとめを説明いただきました。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問等がございましたら、お願いします。古田委員。

古田委員：

はい、古田です。どうもお疲れさまです。

昨年、電動車いすのパンフレットを作って、あっちこっちに周知をしていただいたところですが、頻繁に起こるような差別事案については、啓発媒体の作成をご検討いただけたらと思います。地域住民のグループホームに対する差別ですとか、入居差別ですとか、後ほども出てくるような課題について、啓発媒体の作成をご検討いただけたらと思っています。

条例については、まずは、大阪府が合理的配慮の義務化や各則を設けるなどの改正をしてほしいと思っていて、特に入居差別や防災というような部局をまたがる課題については、なかなか解決しませんので、条例に各則を盛り込んでいただき、部局連携を進めることが必要ではないかと、話をしているところです。

大阪市が条例を作るより前に、やはり大阪府が条例をしっかりさせて、府下全域で同じような対応ができるように目指すのが先と思っておりますので、大阪市からもその点について、大阪府に対して強く意見を言っていただけたら、ありがたいです。

よろしくお願いします。

北野部会長：

ありがとうございました。

一つは、電動車いすのパンフレットを作成しましたが、今後は住宅差別の問題を含めた啓発媒体をというテーマをいただきました。

そして、もう一つは、大阪府条例の改正の進行具合と、大阪市で条例を作るかどうかの観点がありますので、大阪府の検討状況について、ご存知であれば教えていただきたいと思います。福島委員、ございませんか。

福島委員：

関西大学の福島と申します。

本当は、私よりも辻川先生からのご発言の方がよろしいかと思うのですけれども。大阪府では、現在、条例の改正について検討がされております。

私は、オブザーバーでの参加ですので、専門委員ではありますけれど、本来の委員ではございません。

私自身が何か言えるわけではありませんが、客観的に、資料に基づいて言えば、大阪府で規定している相談紛争解決のための体制整備と、実効性確保の仕組みがあり、その運用状況の確認とあわせて、大阪府条例には、施行後３年をめどにした見直し規定があって、その中に合理的配慮という言葉が入っていることとの関係で、合理的配慮の義務化について、議論をしているところと承知をしております。

それを踏まえて、例えば他府県の条例との比較や、先ほど古田委員からもご指摘があった各則も含めた、より大きな条例にするかどうかという論点もあるということを私自身も想定しておりますけれども、今後の大阪府の協議会の議論の中で、そういう流れになっていけば、そのような論点も出てくるのかと思っているところです。私からは以上です。

北野部会長：

福島委員ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、引き続いて、議題２「平成30年度障がい者差別解消にかかる取組状況について」、事務局から、資料一括して説明をよろしくお願いいたします。

近藤企画調整担当課長代理：【資料２について説明】

北野部会長：

　ありがとうございました。資料の２－１から２－３を使って説明をいただきました。

これにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いします。

古田委員：

６ページの具体的事例のところですが、「障がい福祉サービスの事業所で職員から嫌がらせをされる」というのはどういった事業で、どのような嫌がらせをされたのか。

それから「ヘルパーが早く来いと言っている」事例ですが、これは心理的虐待に該当するように見えますが、虐待防止のチェックなども行われたのか聞かせていただきたい。

北野部会長：

資料６ページの傾聴にある二つの事例ですが、一つは精神障がいの方が福祉サービスの事業所で職員から嫌がらせを受けた内容、もう一つは、知的障がい者に早く来いなどと言った不適切な対応について、明らかな支援関係で虐待が関係している可能性がある事案ですので、これについてわかる範囲でお願いします。

八木企画調整担当課長：

　福祉局八木です。答えられる範囲でお答えさせていただきます。

１点目の福祉サービスの事業所で職員から嫌がらせをされるというのは、就労系の事業所です。嫌がらせというのは相談者によりますと、「個人情報を他人に漏らされた」とか「プライバシーに関わるものを勝手に見られた」という申出でございました。この件は各所に申出をされておりますので、差別解消法というよりは、施設従事者の虐待に当たるかもしれないということで対応を進めています。

２点目ですけれども、ご指摘のとおり程度によっては虐待に当たる可能性もあります。この件は、早い段階の申出で、事業者がヘルパーを交代することで利用者の理解も得ましたので、虐待としては対応しておりません。

北野部会長：

　ヘルパーを早い段階で交代されて、謝罪もされたということで、ご本人が納得されたかどうかはわかりませんが、傾聴と言うよりは改善ということでしょうか。

八木企画調整担当課長：

後ほどご説明させていただこうと思っていたのですが、６ページの６番、点字版で言うと６ページの下段あたりの「相談内容及び対応結果」の欄ですが、１番が不当な差別的取扱い、２番は合理的配慮の不提供、３番が環境の整備ということで、これらに当たるとされるものにつきましては、傾聴、解決、未解決という分類をしっかりしているのですけれども、その他のところで、苦情や相談などに分類されるものについては、結果として解決状態にはなっているものについても、「お聞きして、それに対応しました」ということで「傾聴」に分類しています。

というのは、苦情については、どっちが良い、悪いの判断がつかないことも結構ありますし、「納得した」「しない」についても、判断しづらいものも多くなっていますので、具体的事例の中には、結果までを記載させていただいたうえで、分類については「傾聴」とさせていただいています。別欄にした方がいいのか等、あれこれ検討してみます。

北野部会長：

よろしくお願いいたします。

他の委員は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。古田委員、どうぞ。

古田委員：

福祉サービス事業所で、「あってはならないこと」について紹介させていただきます。うちの事業所でも、知り合いのところでも、最近、起こっているのですが、ヘルパーが買い物に行って、自分（ヘルパー）の食べ物や買い物を、利用者の買い物に混ぜてしまうような、せこい話が出ています。特に、知的障がいの人が狙われております。

最近では、ヘルパーさんが自分のポイントカードに利用者のポイントを入れるような事例も出てきています。

うちの事業所では、残りの金額とレシートの金額は常にチェックしているので、おかしかったらすぐわかるのですが、混ぜられてしまったら、よっぽど丁寧に確認が必要で、こんなにたくさん食べないだろうという目で見ないと、なかなかチェックできないことになっていて、あちこちで起こっているようです。

再発防止のためにも、虐待や差別事例を集約して、積極的に各事業所に周知いただきたい。自分たちの反省も含めて、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

北野部会長：

支援する側の方も、賃金が低いなどの経済的状況等、様々な厳しい状況の中で、何かそういうことが起こってくる可能性がなくはない。

これは、差別解消というよりは窃盗ですね。詐欺・窃盗というものだと思いますが、部長、全体的な啓発をしっかり検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

中島障がい者施策部長：

障がい者施策部長の中島でございます。これは、経済的虐待以上の犯罪でございますので、そういったことが積もり積もってくると、支援者と当事者の関係はぎくしゃくし、マイナスになりますので、芽は早いうちに摘んで対応できるよう、事業所にもきちっと周知徹底させていただきます。大切なことですので、啓発や注意喚起をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

北野部会長：

こういったことで、信頼関係がくずれないように、よろしくお願いしたいと思います。

他によろしいでしょうか。では、次にいかせていただいてよろしいでしょうか。

議題３「令和元年度障がい者差別解消にかかる取組方針及び取組状況について」、事務局からよろしくお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料３について説明】

北野部会長：

はい、どうもありがとうございました。

今、資料３を使って、令和元年度の取組方針、取組状況を説明いただきました。

これにつきまして、各委員、ご質問、ご意見をどうぞ。特に、課長からありましたように、今年の４月以降、相談件数が多く、毎月６件、7件とあがってきており、多岐にわたってきております。

今日、皆さんにご意見いただきたいのは、まとめにもありました保育・教育や、住宅・不動産関係についてどうしていけばいいのか。

不動産関係については、不動産屋、管理会社、オーナー、保証会社などいろんな機関が関係しており、どんなふうに私たちが全体を踏まえながら、啓発していったらいいのか。

それから、これまでの関係がゆがんでいて、こじれてしまっている事例について、どのように対応していけばいいのかなど、そういうことも含めてみなさんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。古田委員どうぞ。

古田委員：

いくつか質問・意見があります。

13ページの上から二つ目のバスの件ですけれども、これは、こちらが取り扱った経過もありますので、発言させていただきます。バスは、スロープを出した後に必ず職員がつかないといけないのですが、スロープを出したまま、乗務員はいすの片付けで車内に入ってしまったという、その時点で手順が間違っています。

車体を下げることもなく対応していましたので、角度がかなり急で、電動車いすの人がそのスロープを登ろうとして後ろへ転倒して、後頭部を打ったという事例です。「大丈夫ですか」だけで済まして、病院にも連れて行かなかった。その後、家族がバス事業者とやりとりをされたのですが、かなりひどい対応で、転倒して頭を打っているという話なのに、「そういう事故は把握しておりません」というふうにバス事業者は言ったそうです。そして、「ドライブレコーダーを確認して」ということになって、「転倒されています。ただし、これは車外で起こったことで事故ではありません」、あるいは、「停車中に起こったことなので、事故ではありません」と、事故として認めようとしないという対応がありました。

しかも、「何を求めたいのですか」と言って、家族の人が難癖をつけたみたいに言われて、家族が3～4回の電話のあと、かなり憤慨されてから相談があった事例で、これは非常にひどい。事業所として、あってはならない。

福祉事業所でしたら、転倒した時点で事故です。それですぐに病院に行きます。けれどもそういう対応が全くされないで済まされていった。その後、質問も出させていただいたり、差別解消担当も一緒になってもらって、何とか、謝罪とこれからはこうします、研修をしますということになりました。停車中や車外は事故ではないと、ひとりの判断ではなくて、事業者として、そういう認識を持たれているのではないか。手順の徹底もされていないということで、あまりにもずさんだということになりました。社内研修のあり方、認識の持ち方を見直し、一から再教育、徹底していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

車いすにも様々なタイプがありますので、事故が起こることがないように必ず後ろについていただいて、電動車いすの対応も含めて注意すべき点をマニュアル化して徹底いただきたいと思っております。

それから、公営住宅のトイレ、水道管の取りかえには住宅補助はないのですか。検討いただきたい。

相談・意見・要望の「ある施設の管理者から車いすのままあがると床が傷む」の件ですが、「ある施設」と書かずに何の施設か書いていただけませんか。先ほどの事業名もあわせて、どういう場面なのかが想像しにくいので。

それから、14ページ上から二つ目のカセットテープで選挙公報が送られてくるという事案ですが、カセットテープを使う方もいるでしょうが、ＣＤやデータ版を利用する方が増えているので、音声データの提供方法について対応を見直すべきだと思います。

それから、その下、生活する施設については、事業種別は書いていただいた方がいいのではないかなと思います。行事への参加を断る、障がい者の施設ですか。その辺りもイメージできるようにお願いします。

幼稚園、保育所の問題が出ていまして、この継続の二つ目ですけれども、幼稚園からトイレの支援に手間がかかると、一方的に退園を通告されて、結局別のところに移る事になったということで、これは合理的配慮の不提供ではなく、明らかに差別事案じゃないのでしょうか。幼稚園の子どもさんなので、トイレの失敗って誰にでもある話で、こんな理由で済まされているのでは、幼稚園失格にも見えるのですが。もう一度、事実関係を調べて、事業所に対して障がい者の支援について、改めて周知し直すべきではないでしょうか。非常にゆゆしき事態ではないかなと思います。

保育所や幼稚園で、障がいがあるからといって断られる事例などが増えてきていますので、もう一度、啓発の媒体を担当部局とも一緒に作って、こういう差別が起こらないように働きかけるべきではないかと思います。

それから、入居差別の件ですけれども、大阪府とも話していますが、今、起こる差別は、まず「なぜ、生活保護を受けているのですか」と聞かれます。「障がいです」「障がいは何ですか」「精神です・知的です」と言うと、後日断られるというような話が、宅建業者の間、それから保証業者の間で広がっていると聞いています。なぜかと言えば、家主が嫌がるから、それを忖度して、そういうことを聞いて障がいがあるとわかったら、断ってしまおうというのが暗黙のルールとして、あっちこっちに広がっているということがわかりました。

大阪府としては、安心賃貸住宅とか、障がいがあっても断らない住宅を広げようとしているのに、今の状態であれば、水際で全部断られてしまうというような問題になって、安心賃貸住宅もこのままでは広がらないということで、何とかすべきであると話をしています。

それで、今、宅建業・不動産業については、差別をしてはならないという条例が大阪府では設けられています。差別が起こったということを知ったら、例えば、家主が障がいを理由に入居させたくないと言ったら、それは差別にあたる。「その差別を知ったら、すぐ速やかに府に通報すること」ということが条例で義務づけられています。

また、それを受けて、府の宅建業者の指導は建築振興課なのですが、そこから不動産業者に働きかけて、家主に対して説得しなさいということまではできると言われている。ただ、家主に対しては、府の建築振興課は担当ではないので、家主への対応については、都市居住課が対応するとされていまして、そこが、宅建指導と都市居住課がつながっていないという構造も、明らかになってきました。もし、家主が差別していると宅建業者が言えば、それを受けて、都市居住課が家主に説得に行くという仕組みを作ってほしいと言っているところです。合意はされているのですが、実際の事例があがってくるかどうかですね。

家主には、賃貸住宅の経営者協会という集まりがあることも、わかってきましたので、そこに対して働きかけをすべきで、家主に対して指導できる権限はないですけれども、安心賃貸住宅の啓発はできるはずだから、差別があったら、それに対して、安心賃貸住宅を啓発する取組ができるのではないかという話をしているところです。

保証業者については法律がなくて、手をこまねいていたところですけれども、保証業者の登録制度が2年ぐらい前にできています。

なぜかと言いますと、安心賃貸のようなセーフティネット住宅という障がい者、外国人等を断らない住宅が国で制度化されて、それと同時に、優良な保証業者についても登録する制度が始まってきたわけです。

登録事業者については、不適切な行為は指導できるということになりましたので、国交省の近畿地方整備局から登録事業所に対して働きかけて、セーフティネット住宅の趣旨をあわせて、「障がい者差別はダメ」「障がいを理由に断ってはならない」という声を、保証業者に対して、直接話をしていってもらっているところです。

そのような形で、障がいを理由に断る、障がいの有無を聞くことそのものが差別なのだという認識を、業者や家主に対して、それぞれ広めていただくことが一つです。

ただ、それだけではなかなか解決しないのは、だいたいの家主は漠然とした不安をもっていて、障がい者を住まわせると「火事を起こすのではないか」「近所に迷惑をかけるのではないか」「大きな声を出すのではないか」といった障がい者に対する無理解から差別が起こっています。そういう不安があるので、うちでは障がい者を入居させないでほしいという話になっています。

賃貸住宅の経営者協会や宅建業者の団体に対して、障がい者が地域でどのように暮らしているのかということを、電動車いすと同じようにパンフレットを作るとか、あるいはビデオに撮って、実際に上映しに行くなどで、障がい者がこうして普通に暮らしているということを周知していく取組などが求められるといった話をしています。大阪市も府と一緒になって、その取組を進めていただけたらと思います。

最後に、娯楽施設に関する事案、数年来、取り組んできていますが、良くなるどころかますますおかしな話になっています。春にも、大勢で行かせてもらったのですが、舟形遊戯施設で車いすの方に対して、「あなたは車いすから離れて100 ｍ歩けますか」といったことを聞いていました。あるいは、避難のときに必要だからいうことで、「はしごを登れますか」とか。歩けないから車いすに乗っているのであって、そういう人に対して100ｍ歩けますかというのは尊厳に関わるひどい話になっていますので、これはもうだめだろうと思います。根本的に障がいに対する理解がない。決められたマニュアルどおりにスタッフは言ってしまう。以前も電動車いすを手動で押せますかと聞き、押せるわけがない。障がいに対して、あるいは電動車いすに対して、理解がないのも甚だしい状態です。

この件はいくら対応してもらちがあかないので、事例検討会議などで、問題を全てあげて、それに対する対応策を詰め切って、事業者を呼んで話をして、即時に改善、理解を根本から改めるというような働きかけが必要だと思います。そこまで、次年度に向けてやっていっていただきたいと思っているところです。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございました。

　いくつかご提案いただきました。不動産業界全体のことについては、大阪府とお話をしていただいているようですが、大阪市も協力して一緒に進めていければいいと思います。

　それから、バス乗車のときに転倒した事案ですが、手順のことや、ニーリングをしていなかったことなど、複数のミスが重なってこのような事故が起こってしまったということです。話し合いをされて最終的には、相談者は納得されたということですが、このような事故が再度起きないように改善する必要があるということで、手順を徹底する、マニュアルを確認して研修をするとされておりますので、よろしくお願いします。

　その次は、公営住宅のトイレの改修の件ですが、改修に補助金が使えないのかどうか。

　それから、車いすのままあがると床が傷むという案件について、もう少し詳しく教えてくれないかということ。

　４点目は、選挙の公報でカセットテープが送られてくる。この事案ではＣＤが送られたとのことですが、デジタル化の時代で他にも音声データ提供の方法を考えることが必要ではないかということです。

　大きなテーマとして、継続の事案で、障がいを理解されずに入園した幼稚園からトイレの支援に手間がかかるという理由で一方的に退園を言われたというものです。これは、我々もゆゆしき問題であると認識しております。このケースは別の保育所に移って形では解決していますが、幼稚園に対する指導と障がい児をどう受けとめていくかという指導を、これからの幼稚園、保育所、就学前の子どもたちのインクルーシブな教育に向けて、しっかりやっていかないといけないことは認識しております。これについて、課長から何かありましたらお願いします。

八木企画調整担当課長：

福祉局、八木でございます。

１点目のバスの件については、そういったご意見をお伝えしてまいりたいと思います。

２点目の住宅の補助について、この相談自体が「こんな話を聞いたよ」とのことだったので、具体的に補助金で対応できるのかとか、検討をする余地のない事案でした。公営住宅には一般論として問い合わせ、「こういう部分については自己負担である」ことは確認されています。個別案件として相談があれば、補助の対象になるのかなどの検討をしていくものではないかと思っています。

車いすのままあがると床が傷むという件では、どこの施設かということは教えていただいてなくて、一般的に広く啓発が必要という状況を説明するために、こんなことがあったとお聞きした件ですので、詳しいことはわかりません。

選挙公報については、部数は限定されているそうですけど、ＣＤ化していただきました。

生活する施設については、細かな種別を書くと施設が特定されてしまうかもしれないと考えていますので、記載していません。障がい者の施設でも高齢者の施設でもないです。

幼稚園のトイレ支援の件は、事務局の配慮が足らずに、相談があった段階で載せてしまっています。本人の申出があった段階であり、まだ確認途中で、事実かどうかについてはまだわかりません。委員ご意見のとおり、これが事実であれば、きちっと指導していくべき事案ではあると思われます。

住宅の関係については、様々なお立場の方から、いろんなご意見をいただきたいと思っています。家主さんの誰もが差別をしようと思って、お断りしているわけではないのだと思います。漠然とした不安がある。その漠然とした不安があるときに契約をしないということは差別だから、そんな漠然とした不安を取り除いて何が何でも契約をしないといけないのか。そうではなくて、契約の側にも自由があるのかなど、様々なお立場の委員の皆様からご意見いただきたいと思っています。

娯楽施設にかかるものについて、ご指摘の点については、こちらから再度理由を質したり、マニュアルにはない対応であったというところまでは確認しているのですが、それが現場で起こっているのかというのは、もう少し調べてもらわないとわからないところです。引き続き対応させていただきますが、事例検討会議をということでしたので、この協議会の委員の力を借りるなどして、事業者も交えてお話できるようなことを構築できたらなと思っています。以上です。

北野部会長：

　はい、ありがとうございました。

では、その他の委員もできましたら、ご意見求めておられますので、これに関係すること、これに関係しないことでもご意見いただきたいと思います。

はい、小泉委員。

小泉委員：

　災害のことについて少し調べてきたのですが、自力避難が困難な高齢者や障がい者の避難行動要支援者名簿については、災害弱者の犠牲を減らそうと、2013年の災害対策基本法改正で、名簿作成が市町村の義務となりましたが、名簿は本人の同意を得たのち、地域の民生委員や自主防災組織などに提供され、災害時に避難誘導などに使われる想定になっています。提供や活用は義務付けされていません。今までの災害のときに、これがなかったがゆえに、こういうことをきちんと把握していなかったがゆえに、被害が大きくなったとどこでも発表されています。大阪市としてはどのようにお考えなのかお聞きしたい。

それと、先ほど災害時の合理的配慮ということがあったのですが、やっぱり避難所での、高齢者や障がい者に対する対応能力、対応できるようなハード面をどのようにお考えか、障がいのある方にとって、とても大切なことなので、福祉避難所を求めるみなさんに協力していただくというのも一つだと思うし、今後、大阪市ではどのような進め方を考えていらっしゃるのか。大阪は、今まで大きな災害に遭遇していなかったので、みなさん真剣に考えていないかもしれないですが、いざ起こったときに本当に困ることなので、是非対策を考えていただけたらと思っております。

北野部会長：

今、小泉委員から、防災についてありましたが、これも大きなテーマですね。災害に対する名簿は本人の同意を得て避難誘導に使っていくのですが、大阪市が制度的にどこまできちっとできるのかということと、災害時の福祉避難所に誘導して引き継げるかどうかと、引き継いだ後も、障がいに応じた必要な支援がされるのかどうか、そこのところを含めてお願いします。

内村障がい福祉課長：

　障がい福祉課長、内村です。

　まず、名簿の話ですけれど、小泉委員がおっしゃられたように、本人から同意を得て地域に名簿をおろしていきます。大阪市内では、ほぼ100％に近い数字で、すでに名簿は地域におりています。ただ、その名簿の使い方ですが、地域力の差によって、非常に上手に災害の訓練のときなどに、その名簿を使っておられる地域もあれば、後からできたマンションばかりで名簿の利用が難しい地域とか、様々な地域の状況があるということは聞いております。名簿で同意を得たものは地域におりていっているとは聞いているところでございます。

福祉避難所の話ですけれど、ホームページでも公表しておりますように、高齢の介護施設とか障がいの入所施設と連携協定を結びまして、福祉避難所としているところでございます。最寄りの避難所にいったん行かれて、そこから「あなたは福祉避難所の対応が必要ですね」と移動していく形になっています。近くにご希望されるような避難所が実際にあるのかどうか、そういった問題もあるかと思います。例えば、医療的ケアの必要な方が、避難所から移る先として、医療的ケアのできる福祉避難所が本当にあるのか、そういう意味で、福祉避難所の指定もこれから一定増やしていかないといけないという状況であると聞いているところでございます。

北野部会長：

　どこの区でしたか、避難訓練のときに障がい当事者の方が参加・参画されて、かなり活発に活動されている区があると聞いております。温度差はあるのでしょうね。かなり活発な場所もあるし、あまり活動を聞かないところもある。いかがですかね。

内村障がい福祉課長：

　実は先日、自立支援協議部会を開催させていただいたのですが、そこで各区の地域自立支援協議会の取組状況を24区の区基幹相談支援センターの報告を見ますと、災害の取組は以前と比べて相当多くなっています。それだけこの間、災害が大阪に襲ってきたということですので、みなさんの感覚的には広く大きくなっております。

ただ、今、部会長がおっしゃったように、障がいのある方も一緒に訓練を行っている区と、まだそこまで至ってない区との濃淡はございます。

ただ、感覚的にではございますけれど、まだまだ足りないというところに、地域での障がいのある方やそのご家族も「もっと一緒にやっていかないといけない」という思いは強くなってきていると思いますので、これからもっと一緒に訓練されていくだろうと考えております。

北野部会長：

　副部会長。

辻川副部会長：

災害対策基本法が改正になって、名簿が義務付けられたのですけれども、避難計画について義務付けられていないので、そこが問題なのだろうと思います。

地域によって違うとおっしゃったのですが、例えば神戸市では条例を作っていて、その名簿を受ける業者と事前に平時のときから協定を結んだりして話をしています。それは、条例に基づいてなのですが、大阪市としてもそういうことができるのではないかと思います。いざとなった時に名簿が活用されるよう、平時のときからそういう名簿を活かしてどうするのかということを、きちんと話をしておくということが重要と思います。

また、普通の避難所で、障がいのある方の相談を受ける相談員は、実費基準で特別加算が付きます。大阪市はそういった対応はされているのでしょうか。だから地域によって違いますというだけでは、どこに住んでいる人に対しても同じように対応するべきですので、これからは平時のときにやっていただけたらというふうに思います。

内村障がい福祉課長：

辻川委員のご指摘のとおり、平時から名簿を活用して、災害が発生したときには、どういうふうな仕組みで、みなさんを避難誘導しようかということですね。まだ、これからだとは思います。

それと相談員ですけれども、これは避難所の相談員の方の件なので、ちょっとそこは申し訳ございません。私どもでそこまでは把握できておりませんので、また、関係部局に確認しまして、改めてお伝えさせていただきます。

北野部会長：

　はい、ありがとうございました。古田委員。

古田委員：

防災について、この前の自立支援協議部会であまり時間がなくて。

今、豪雨とかあっちこっちで続いていますので、車いすの人については体育館に逃げていたら手遅れになるということで、学校にはだいたいエレベーターがついているので、高齢者や障がい者で階段を登りにくい人は、エレベーターで上の階にあげてしまうことを優先的にルール化するべきだということで、今、防災担当とも話をし始めているところです。

実際に、学校の上の階に避難できるような避難場所が確保できるのであれば、やはり町会の人と福祉の関係者、区、この三者が一緒になって、避難訓練を現地でやってみるというのは大事になってくるのではないかなと思っています。

辻川先生がおっしゃられたように、別府市や兵庫の方では災害もあったので、インクルーシブ防災という仕組みが進んできていまして、名簿と避難支援計画を福祉と町会が一緒に本人のことを聞きながら作っていく。そうしないどういうふうに支援したらいいのか、町会ではわからない。それに基づいて避難行動を一緒に実践してみて、「車いすの場合はこうやったらいい」とかいうふうに。電動車いすが動かなくなったら、綱を付けてみんなで引きあげるようなこともされていまして、そういうふうな避難行動を一緒に取るという取組も進んでいます。

インクルーシブ防災という福祉と防災が連携して、地域と一緒に具体的に取り組んでいく仕組みがあったら、災害時でも対応できるだろうという話になっていきます。是非、障がい福祉と防災と地域が連携できるような仕組みをご検討いただきたいと思います。

北野部会長：

　はい、ありがとうございました。手嶋委員何かございましたら。

手嶋委員：

今、大阪市では区長さんの権限が強くなっています。各区長さんに取り組んでいただけるかどうか。災害があると、地域振興の力がだいぶ弱くなっていることがわかります。取り組む気がないというか、町会は、昔はひとつになって絆というものがあったのですが、それがだんだんゆるくなってきた。私の住んでいる町会も、昔のような形ではなくなってきた。力がなくなってきたというよりか、力が無いようにされたという感覚で、役員はおられる。そういう中で、今の話が通じるのかどうか。

　それと各区の区長さんが、今までは大阪市24区でひとつになっていたが、今は各区でバラバラになっているのではないかと私自身は気になっているのですが、その辺はどうかお聞きしたい。

北野部会長：

　はい。相対的な独自性が高まっている中で、市の指導力、どこまでこのような問題を徹底できるのかということと、地域の中で町会の力が強いところも弱いところもありますので、どこまで地域全体として展開できるのかという、非常に説明しづらいかと思いますが、一般的に可能な範囲で答えをお願いします。

内村障がい福祉課長：

　内村でございます。

　各区の区長が、今、独自で様々な事業を区のカラーに合わせてされておられますけれど、防災につきましては、当然、どの区長も、この間の大阪に災害が襲ってきた件で、ずっと取組をされておられますし、当然24区長と大阪市の危機管理室とで、この間の事例を挙げながら、各区で防災計画を立てて、取り組んでおられます。

そういう意味では、様々な事業は、それぞれの区で独自的に実施しておられますけど、防災に関しては、全区でやっていかれると思います。

今、地域振興が弱くなっているとの指摘ですが、確かに希薄になっていますので、これをまた、昔みたいな形で取り組んでいくことが、非常に難しいところではあるかと思いますけれども、その部分が重要な部分でもあると思っております。

北野部会長：

今日は、委員には社協のメンバーはいらっしゃらないのですね。社会福祉協議会の業務として、災害時にはしっかり取り組んでもらわないといけないのですが、社協の方がいらっしゃらないので、藤野先生、もしご意見ありましたら。よろしいですか。

他に何かございましたら、いかがでしょうか。渡邊委員。

渡邊委員：

　渡邉です。

　先ほどのバスの案件、誠に申し訳ございませんが、当社でございます。事業者は特定しないというルールがあるのは承知のうえでお詫びを申しあげます。

先ほど、ご指摘いただいたことは事実でございます。事前に資料も拝見したうえで、今頃、こういうことを申しあげるのは失礼かと思いますが、「事故扱いしない」という表現につきまして、少しだけ補足の説明をさせていただきます。

現場でお話があった時は、「交通事故」という意味で理解したものですから、私どもの事故係の者が対応いたしましたが、自動車事故という意味で、そこは言葉のやりとりですが、事故扱いしないということをお伝えしたかったものです。当然ですけれども、敷地の中で転倒されておられますので、一般的な意味での事故ではない、救護もしないということではなかったということで、ご理解をお願いいたします。

当事者の方にはお詫びを申しまして、先ほどご案内いただいたように、私どもにはマニュアルもございますので改めて、現場の職員と地域支援センターの方のご支援も得まして、研修をさせていただく、交流に取り組んでいくということで、より良い関係になっていくように努めていきたいと思っています。ご報告と補足の説明でございますが、申し訳ございませんでした。

北野部会長：

　手嶋委員。

手嶋委員：

市の交通局のときにモニター部会に出ておりました。いろいろありますが、地下鉄は可動柵ができて、将来的には全ての駅に整備されるということです。モニター部会の時に議論した内容では、バスの運転手さんの教育についても問題があり表面化していました。

この件もそうですが、人のすることですから間違いもあると思います。低床バスですから、一番先に低くしないといけない。初めの段階からミスがあったのではないかなと思います。

それと、最近は特に時刻どおりに運行するようになっているのですけれども、バスの扉を開けたまま黙っている。それは、時刻待ちなのですけれども、黙っているのですよ。時間待ちならそう言ってくれればいいのに。以前、モニター部会ではそういうことを言っていたのですが、最近はバスについてはほとんど聞きません。やっぱりバスの教育とか、民間になってモニター部会がなくなりましたが、再開するのかしないのか、なくなったということは、私個人は非常に残念で、それでは市民の声が聞こえないと思います。

それと最近、ＪＲの駅長さんや駅員６名くらいで来られまして、やはり障がい者の声を聞きたいとおっしゃるので、我々から障がい者差別の話をさせていただきました。聞いてもらえる、それが一番基本だと思います。障がい者のこともわからずにどうこういうのではなく、今回、初めてＪＲに話を聞いてもらい、お互い意見交換できたということは有難かった。

様々な問題点があるのですが、障がい者の特性とかを健常者が理解してもらわないと、こういう会議をしてもどうにもならないと思います。

そういう意味からして、やはり健常者に対しても啓発をしていく、また、我々障がい者自身が努力していくことが肝心かと思っています。

何年経ってもいろんなことが起こりますが、その都度、頑張っていかねばと思っております。バスの案件、モニター部会に関わってきて、そう感じましたのでひとこと申しました。

北野部会長：

　職員の研修、啓発、それから、かつては障がい者を含めての市民との建設的な対話の場としてモニター部会は意味があったのではないかという、今後、考えてもらえればというのも含めてご提案がありましたので、それも頭に留めておいてもらえたらと思います。

　では、副部会長。

辻川副部会長：

　先ほどの話で、住居のことをおっしゃっていたと思うのですが、差別解消法ができたときにパンフレットを国が作った中でも、障がいを理由に家主さんから断られるという事例はトップで出てきています。そして、非常に問題になっています。

　でも、差別解消法自体が、主務大臣による勧告というような解決しか作っていないがために、こういうことになっているのだろうと思います。

　主務大臣が難しいですよね。賃貸契約だから消費者庁でしょうか。ちょっとわからないのですが、ともかくその部分が問題だと思うのです。こういう問題は非常に多いということも含めて解決するためには、やはり条例が必要だと思われます。大阪市においても、大阪府に条例はありますけれども、そこを作らないと根本的にはできないのではないかと思います。

北野部会長：

　この宅建、不動産業について、これからもこの課題はたくさん出てくるのではと思います。精神障がいのある方も住宅問題で苦労されているのがわかっておりますので、条例でどこまでできるかわかりませんけれども、アメリカの公正住宅法のように明確に禁止した法律まではできなくても、条例として何らかの建設的対話の場を保障するような仕組みが必要で、おっしゃるとおりだと思います。山本委員、精神障がい者の住宅差別の問題も大変ですよね。

山本委員：

　私は、大阪の精神障がい者のネットワークの窓口にいますが、こういう手の話はよく聞きます。

現実的に住むところを探しているので、断られたということに関して、向き合う時間がないのです。次に、どこを探したらいいのかというところで、そっちに向きあっていくしかないのです。ただ、断られ方が変だったなという気持ちだけはもっておられて、そういうことは話されます。私も大阪市内で精神障がい者のグループホームの運営に関わっていた時期があるのですけれども、そのときも不動産屋は、「大家さんにいろんな方がいらっしゃって」、という話を言われます。探すのはなかなか難しいから「自分で当たって砕けろで、アタックしてみてください」というふうに言われたのですね。

最終的には数年かかりましたけれども、精神障がい者がグループホームとして使うことをちゃんとお伝えしたうえで、使えるところというのは、たまたま、病院の看護職員等の職員寮として医療機関が契約していたところを借りることができたのですけれども、パーセンテージで言うとわずかであると不動産屋が言っていました。

先ほどの古田委員の話にも出てきたのですけれども、不動産屋と話をしていると、「なぜ生活保護」という話から「病気があって」と言うと、「何の病気？」、病名を言う。「大家さんに言っておくから、後日連絡させてもらいます」なんて言われたら、もうそこで終わり。

疾患名を言うとアウトになることを、何とかできないかという話は仲間内でもよく出てきます。

長期入院の方用に、今、地域でどんなふうに一人暮らしができているのか、アパート契約に行くところから、昼間の過ごし方や買い物、食事のお惣菜屋を利用するところなど、どうやって暮らしているのかということを、入院中の患者さんや長期入院のサポートに入っている看護師さんなどにも見ていただく用に、ビデオを作ってきました。

1998年ぐらいから作ってきていますので、各区、各地域でそういう普段の私たちの暮らしぶりはどんなふうに営んでいるのか、色んなツールは作ってきたなという記憶があります。

ＮＨＫでも「イヤという気持ちはどこから」というタイトルで30分ぐらいの番組でしたが、時間軸としては10年間ぐらいをかけて、精神障がい者に対して、近所に住んでほしくないという気持ちを吐露された枚方の方の一例でしたけれども、そういう方々の地域と利用者との関係のあり方がどう変わっていったかというのを10年間かけて作っていったビデオがありました。

あれもいいビデオだったなというふうに思っているのですけども、そういうのを見ていただく機会をどうやって増やすことができるかということだと思います。

不安であるという気持ちの部分に対して、どのようなアピールができるのか、私たちができるとしたらそういうビデオを見ていただくことができればと。一覧でお渡しできます。

北野部会長：

　はい、古田委員。

古田委員：

宅建業の研修は、大阪府が毎年一、二回していますので、そこでパンフレットの紹介をしたりしているのですが、そういうところでも、ビデオ上映ができるのであれば、「地域でこうやって普通に暮らしていますよ」「問題ないですよ」ということを広めていくようなことはできないかというのが一つ。あと、地域の方で居住支援協議会ができることになっています。宅建業者と家主と福祉事業者と行政が集まってやりましょうということになっているのですが、大阪市ではまだされていないみたいでして。もし、そういうのができるのだったら、家主にも来てもらって、そういうビデオを上映するとか、パンフレットを作成するなどして広めていければと思っているのですけど。八木さんの方で、今年、そんな取組をしませんか。

北野部会長：

　今、おっしゃられた居住支援協議会は、岡山では熱心に展開しておられると聞いています。大阪でも取り組んでいかないといけないと思います。もう一つは、大家さん、オーナーは普通の市民なんです。精神障がいの方に対する特別なご理解がないというのは、普通の市民であれば、だいたいわかりますね。

　最近では、ＰＳＷ（精神保健福祉士）と訪問介護事業所のチームが管理会社を作っているというのが大阪や兵庫でありまして、地域移行する精神障がい者を管理会社として受けて、管理しているこちらが、確実にこの精神障がいの方をサポートしますからと、まさに安心を保証して管理しているという事例があります。

　すべてのオーナーに管理会社との契約にくっつけて、管理会社は精神障がい者などをサポートしますという制度を作ってしまうのもどうかと思っていますが、いろんな戦略を展開しているところもありますので。

　時間が押していますが、何かありましたら。

　愼委員、何かご意見ありましたら、どうぞ。

愼委員：

　古田委員が全部言ってくれましたので、言うことはなくなったのですが、せっかくマイクがきましたので。

入居拒否について、そもそも、なぜ入居拒否するのかということですけれども、それは古田委員がご指摘されたように、障がいに対する無理解や不安です。障がい者に対する接触もないし、理解はないし不安だしという多分それだと思うのですよ。私も４回くらい拒否されていますので。でも私は訴えない。なぜかというと、すごいエネルギーが必要なのです。しんどいから、新しいところを探す方が早いということになります。

障がい者の地域生活とか自立生活とか言っていますけれども、住居がなかったらそんなことは実現しないのですよ。

だから、どうやって住居を確保する道を開くかということが、すごく重要なのですね。古田委員が最後におっしゃったように、協議会をつくるとか、ビデオ上映での意識改革とかが必要だと思います。

私としては、とりあえず、提案したいのは、不動産業者や家主さんも含めてそういう方たちに対する障がい者の理解を進めるような啓発パンフレット、それを作るのが必要かなと思っています。

どこまで理解してもらえるかわかりませんけれども、障害者差別解消法がありますよということでは全然進まない。私はそう思っています。以上です。

北野部会長：

　愼委員ありがとうございました。

　愼委員がおっしゃられたのは、啓発パンフレットは「俺も作る、手伝う」ということも含めておっしゃられたのだと思います。

愼委員：

　はい、やります。

北野部会長：

　はい、ありがとうございます。いろんな提案をいただきまして、ありがとうございました。

　では、議題の４「その他」について、事務局からよろしくお願いします。

近藤企画調整担当課長代理：【資料４について説明】

北野部会長：

　はい、ありがとうございました。

　この資料の４－１については、悩ましい事例も出ておりますが、ご質問いただいても答えることができませんので。

　では、このあとの「あいサポート運動」の資料の説明はよろしいですか。

山本障がい福祉課長代理：【あいサポート運動資料の説明】

北野部会長：

　はい、ありがとうございました。

では、最後に副会長まとめをお願いします。

辻川副部会長：

ありがとうこございます。非常にいい事例をご報告いただいています。

　先ほどもありましたように、今年の４月から急に件数が増えているという話ですね。それはなぜなのかということなのですけど、他の地域、都道府県でもこのような活動があるのですけれども、大阪市ほどないのですよ。

　大阪市はどうしてこんなにたくさんあがってくるのか、他のところから不思議に思われていて、きっとすばらしい取組をされているのではないかと言われているのですけれど、相談しやすい雰囲気になってきたのでしょうか。そんなふうに思いますので、このような取組はいいなと思っております。

　今後とも、そういうふうに進めていただきたいなと思います。

　どうもありがとうございました。

北野部会長：

それでは予定されました議事はすべて終わりましたので、事務局にマイクをお返しします。

八木企画調整担当課長：

みなさん、長時間にわたりご議論いただいてありがとうございました。

大変重たい課題もあると思っているところですが、啓発を頑張れということでございますので、何とかやってまいりたいと思います。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

朝田障がい福祉課担当係長：

　それでは、これをもちまして、「令和元年度第1回大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会」を閉会させていただきます。

　みなさま本日は、誠にありがとうございました。